

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市小木直江津航路利用促進支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	小木直江津航路の船舶変更に伴う輸送需要の変化に対応した利用促進を図るため、旅行業者等が行うバス、タクシー又はレンタカーを利用した旅行商品の造成に対し補助金を交付する。
補助事業者	旅行業法の規定に基づく旅行業の登録を受けている新潟県内に本社又は営業所等のある者
補助対象経費	(1)貸切バス料金、(2)貸切タクシー料金、(3)レンタカー料金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	8,000千円（当初予算）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の額の2分の1の額を上限
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	小木直江津航路の利用促進
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	令和3年4月29日以降の就航船舶変更後の輸送状況と当該事業の利用状況から総合的に評価する。
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和3年9月30日
補助終期	令和4年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業者へ直接案内する
事業担当 （担当部署） （電話番号）	交通政策課 交通対策係
	0259-63-3184